

静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月12日
静岡市経済局産業基盤強化本部

1 趣旨

本市は、本年4月に組織機構改正により産業基盤強化本部を立ち上げ、「企業立地総合サポート窓口」による進出希望企業に対する徹底的な伴走支援を実施する体制を整備したほか、8月に新たに「(一財) 静岡市土地等利活用推進公社」を設立し、未利用・低利用の農地の集約化と合わせて企業用地の創出に取り組んでいる。

さらに、10月に「デジタルエンタテインメント企業の誘致」に向け市内外の協力企業と連携協定を締結し、アニメ・ゲーム業界をはじめとするデジタルエンタテインメント企業の誘致活動を本格開始するなど、市をあげて企業立地を強力に推進しているところである。

本業務では、企業が立地を検討する上で最初に利用する、ウェブサイトでの情報発信を強化し、市の取組や用地情報、本市進出のメリットなどの企業が検討材料とする情報について、より多くの企業の目に触れるようにするため、企業立地に関する特設ウェブサイトを制作する。

本実施要領は、「令和6年度 経産委第4号 静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務」の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度 経産委第4号 静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務
- (2) 業務内容 特設ウェブサイト構築に係る以下の業務(詳細は別紙1「業務委託仕様書(案)」(以下、「仕様書」という。)のとおり)
- ①ウェブサイト構築に係る総合的なマネジメント業務
 - ②ウェブサイトの設計、デザイン制作、構築
 - ③操作・運用マニュアルの作成等
 - ④ドメインの取得支援、サーバ等システム環境の導入・構築・設定
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 6,500,000円(消費税額及び地方消費税額含む)を契約金額※の上限とする。
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含むものとする。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限額を超えた者は失格とする。
- (5) 支払方法 業務完了後の一括払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

この企画提案の参加するためには、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続きを行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) ウェブサイト構築の業務実績を有していること。ただし、官公庁からの受託業務であるかは問わない。

4 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始（実施要領等の公開）	令和6年12月12日（木）	市ホームページ上で公開
質問受付	令和6年12月19日（木） 正午まで	専用フォームから提出 （5に記載のとおり）
質問に対する回答	令和6年12月20日（金） 17時まで	市ホームページ上で公開
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和6年12月26日（木） 17時まで	専用フォームから提出 （6に記載のとおり）
書類審査（1次選考）	令和6年12月27日（金）	書類選考により5者程度を選考。応募者が5者に満たない場合は書類選考を行わない。
書類審査（1次選考） 結果通知 ※実施した場合	令和6年12月27日（金）	8に記載のとおり
プレゼンテーション（2次選考）	令和7年1月7日（火）11時から 15時まで（12時～13時を除く） 場所：静岡市役所清水庁舎5階 （静岡市清水区旭町6-8）又は オンライン	9に記載のとおり

最終審査結果の通知	令和7年1月9日（木）	参加者全員にメールで通知。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和7年1月14日（火） 正午まで	
説明要求に対する回答	令和7年1月17日（金） 17時まで	

5 質問受付及び回答方法

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、【様式6】質問票に記載の上、以下 URL から提出することし、電話、電子メール及びファックスでの提出は受け付けない。

URL : <https://logoform.jp/form/79j2/839925>

(1) 受付期間

令和6年12月19日（木）正午まで

(2) 回答方法

回答を作成し、**令和6年12月20日（金）17時まで**に市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書【様式1】

② 会社概要書【様式2】

③ ウェブサイト構築業務実績報告書【様式3】

④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】

・法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しを添付すること

⑤ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）の写し

⑥ 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）の写し

国税：その3の3「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書

市税：静岡市に納税義務がある場合 法人市民税証明書と固定資産税証明書

⑦ 企画提案書（事業者名入り及び事業者名無しのもの）

⑧ 機能要件一覧【様式5】

⑨ 見積書

・**金額は税込で記載すること**

・工程ごとの内訳を記載することとし、可能な限り各工程に要する人工や日数等について記載するなど積算の根拠を示すこと

⑩ 令和7年度以降の保守管理・運用支援費用の参考見積書

・**金額は税込で記載すること**

・保守管理・運用支援として実施する業務内容について、項目ごとに記載することとし、

可能な限り各業務に要する人工等を記載するなど積算の根拠を示すこと

- ・令和7年度以降の保守管理・運用支援費用は契約上限金額に含めないが、審査の評価対象とする。
- ・令和7年度以降の保守管理・運用支援業務は別契約として年度ごとに締結する。

(2) 留意事項

提案にあたって、本業務の根幹となる業務以外の作業工程の一部の委託を想定する場合には、上記提出書類について再委託先に関して個別に書類の提出は求めない。ただし、提案者は再委託先が参加資格を有することを確認すること。

(3) 提出期限

令和6年12月26日(木) 17時まで

(4) 提出方法

下記の参加申込フォームから提出すること。

URL : <https://logoform.jp/form/79j2/839858>

7 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 書式等

- ① スライドサイズはA4(横)または16:9、データ形式は.pdf または.pptx とすること。
- ② 提案書のページ数は20ページ程度を目安とし、簡潔な内容とすること。
- ③ 表紙に事業者名を入れたものと入れていないものの2種類作成すること。また、表紙以外には事業者名や事業者名を連想させるブランド名等を記載しないこと。
- ④ 目次を作成し、各ページの下部に通し番号を付すること。
- ⑤ 必要に応じ、図表の使用も可とする。
- ⑥ IT及び業務スキルに長けている者でなくても評価が可能となるよう、可能な限り平易な言葉を用いること。
- ⑦ IT及び業務に関する専門用語を用いざるを得ない箇所がある場合には、同用語の説明を本文中に記述するか、提案書付録として添付すること。
- ⑧ (2)に【独自提案】の記載の指示あるものを含め、提案書に応募者独自の提案をするものについては、【独自提案】と記載すること。

(2) 企画提案を求める事項

- ① 本業務における企業立地特設ウェブサイトは、立地を検討する企業が求める情報を集約し、分かりやすく発信することを目的としている。本ウェブサイトを開覧する企業の業種は様々であることから、業種(例:情報通信業、製造業、物流業など)や形態(例:事務所、工場、物流施設など)に応じて企業が必要な情報を収集しやすいレイアウトを意識すること。
- ② 一方的かつ単純な情報発信ではなく、ウェブマーケティングなどの手法を用いることで、

閲覧している企業への高い訴求効果が見込めるものや、関心を持つ企業へのアウトリーチを可能にする機能の搭載など、企業立地の推進を行うにあたって、戦略的に活用することができるツールとなるようにすること。

- ③ ウェブサイトにおいて、個人情報の収集及びサーバ内への蓄積の有無について提案書に明記すること。また、収集及びサーバ内への蓄積がある場合には、収集する個人情報の内容を示すこと。

- ④ 上記を踏まえ、次の事項について記載すること。

(ア) 提案方針・コンサルティング

- ・提案にあたっての基本的な考え方、特徴、アピールポイント
- ・企業立地特設ウェブサイトにおける情報発信の課題認識

(イ) サイト構造

- ・別紙2 サイトマップ案を参考に提案すること
- ・その他企業立地特設ウェブサイトにおいて発信する必要があると考えられる事項について組み込んだ上で提案すること（その際独自の提案であることが判別できるように、【独自提案】と記載すること）

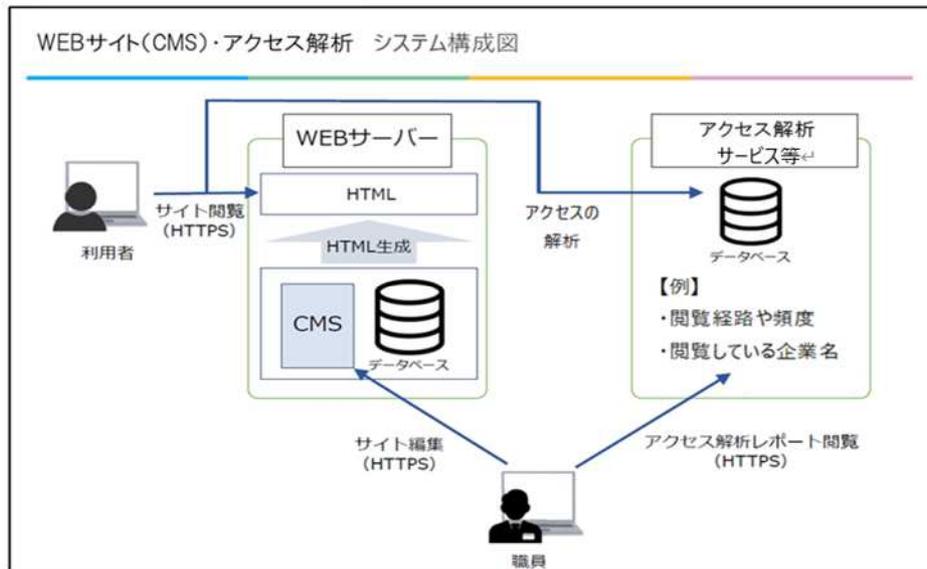
(ウ) デザイン

- ・パソコンとスマートフォンのいずれにおいても視覚的にわかりやすく、かつ操作が簡易となるような誘導性のあるデザインとすること
- ・ウェブサイト閲覧した企業への訴求効果を高める特徴があれば組み込んだ上で提案すること（その際独自の提案であることが判別できるように、【独自提案】と記載すること）
- ・デザインイメージがわかる図を用いながら提案すること

(エ) システム要件

- ・「機能要件一覧」のうち、必須としている機能を有すること
- ・CMS 機能（ノーコードのものを含む。）を導入するなど、仕様書に定めるページについて無償かつ任意のタイミングで更新が可能な仕様とすること
- ・ウェブサイト全体のシステムを簡潔に表したシステム構造図について提示すること。なお、参考までに CMS 機能とアクセス解析機能に関するシステム構造図を以下に示す。

<参考>



(オ) 保守管理・運用支援

- ・令和7年度以降の保守管理・運用支援業務について、上記(ア)～(エ)に基づく、SEO対策やコンテンツ内容の改善等、委託者への具体的な支援策について提案を行うこと
- ・具体的な支援策を提供するため、アクセス解析機能などで他社サービスを利用した提案も可能とするが、当該サービスが本業務の趣旨や仕様から逸脱していないことについて、提案者が確認を行うこと
- ・ランニングコストを評価の対象とするため、年間の保守管理・運用支援費用が低く抑えられるよう意識すること

(カ) その他(上記項目に当てはまらない自由提案)

- ・その他企業立地の推進に資すると考えられる機能、サービス等があれば提案すること

(3) その他の留意点

- ① 企画提案書等に記述した事項は、自由提案(サービス等を利用する場合は、初期設定費用や利用料を含む)を含め契約上限金額を超えないこと。
- ② 具体的な手法や条件、事例との比較等を含めて分かりやすく簡潔明瞭に記載すること。
- ③ カタログやパンフレット等からの転載のみによる記載は認めない。
- ④ 提案に際して実現するための前提条件等があれば、必ず企画提案書等に記載すること。
- ⑤ 企画提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果に生じた責任は企画提案者が負うこととする。
- ⑥ 企画提案書等に記述について、複数の解釈ができるような記述をしないこと。複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなす。
- ⑦ 企画提案書等に示す内容は、企画提案者の責任を持って契約後必ず対応することとする。ただし、提案項目の実施有無等は市が決定するため、市の指示に従うこと。

8 書類審査（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 応募者が5者以上の場合は提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、5者程度を選考する。
- ② プロポーザル審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査する。
- ③ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行わない。

（2）書類選考結果の通知

全ての応募者に選考結果を通知する。

なお、審査内容及び審査通過者に関する内容は一切公表しない。

9 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施方法等

プレゼンテーションについては、現地参加又はオンラインでの発表（ハイブリッドでの参加も可）とし、以下のとおり実施する。

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりとする。

（ア）準備：5分

（イ）説明：15分

（ウ）質疑応答：10分

- ② プレゼンテーションの参加者は、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者3名以内とする。
- ③ 提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての提案説明とする。モニター、HDMI ケーブル、及びパワーポイント投影用のパソコンは市で用意するが、持参したパソコン（HDMI 端子付属）の使用も可能とする。
- ④ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

（2）開催日時・場所

- ①日時 **令和7年1月7日（火）11時から15時まで**

（12時から13時までは除く。なお、詳細な時間は、別途通知する。）

- ②場所 静岡市役所 清水庁舎5階 53会議室（静岡市清水区旭町6番8号）※

※ご案内しますので、清水庁舎5階 産業基盤強化本部へお声かけください。

（3）評価者

本市が設置する静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となる。

（4）企画提案の評価

企画提案の評価はプレゼンテーションにより以下の手順で行う。このため、プロポーザル審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

- ① 提案者は、市が設置するプロポーザル審査委員会の審査員に対して企画提案書のプレゼンテーションを行い、これを審査する。
- ② 審査は、「プロポーザル審査基準」に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、各委員の採点結果の合計点を評価し、得点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。
なお、最高得点が複数存在した場合は、評価項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。
- ③ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員すべての採点の合計値が7割を下回る場合は、本業務の契約候補者として選定しない。
- ④ 審査会は非公開とする。

(5) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、契約候補者として選定しない。

- ① 審査員の1人でも採点の合計値で7割を下回る評価をした場合。
- ② 審査員すべての採点の合計値が7割を下回った場合。

(6) 最終審査結果

- ① 審査結果の通知
令和7年1月9日（木）中に、参加者全員に対して電子メールにて通知する。
- ② 審査結果の公表
市は、参加者名及び審査結果について公開することができることとする。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

11 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成

15年4月1日条例第4号) 第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

12 問合せ先

〒424 - 8701

静岡県静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所 清水庁舎 5階）

静岡市 経済局 産業基盤強化本部（担当：^{しおたに}塩谷・^{さかさばら}榊原）

電 話：054-354-2407

メール：sangyokiban-honbu@city.shizuoka.lg.jp

静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務 プロポーザル審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本事項	①事業コンセプト等	・本事業の目的を理解し達成することができるか。	5点	×2	10点
	②課題分析	・現行ウェブサイトにおける課題分析が的確に行われ、かつ、説得力のあるものとなっているか。	5点	×2	10点
実施体制	③進行管理・全体マネジメント・人員・体制	・業務全体の進行管理をする者が、市の求めるスキルを有しているか。 ・業務を適切かつ着実に実施できる体制となっているか。	5点	×1	5点
情報発信	④デザイン	・伝えたい情報が分かりやすく、見やすく伝わるデザインとなっているか。	5点	×3	15点
	⑤サイト構造	・様々な業種（製造業・情報通信業等）や形態（事務所・工場）に応じて、閲覧者が収集したい情報を容易に探すことができるサイト構造となっているか。	5点	×3	15点
	⑥軽微な変更への対応	・CMS等により、ウェブサイト稼働開始後の職員によるテンプレートにおける項目の加除等、サイト全体の変更の自由度がより高いものか。	5点	×3	15点
	⑦企業への訴求効果	・ウェブマーケティングなどの手法を用い、機能やコンテンツ内容（項目等）について、閲覧する企業への高い訴求効果が見込めるものとなっているか。	5点	×3	15点
企業誘致	⑧誘致対象企業の選定	・アクセス解析により、職員による誘致対象企業の選定がしやすくなるか。	5点	×2	10点
その他	⑨保守管理・運用支援	・令和7年度以降の保守管理・運用支援として、実施する業務の項目が適切に設定されているか。 ・年間の保守管理・運用支援に係る費用が低く抑えられているか。	5点	×1	5点
	⑩運用支援に係る提案	・アクセス解析結果に基づくコンテンツ内容の改善や、サイトを活用した企業誘致施策に資する内容の提案があるか。	5点	×2	10点
合計					110点